

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。この制度は返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や、授業料と相殺される就学支援金（国が行っている制度）とは別の制度です。

※保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問合せください。

令和6年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

- (1) 保護者等（親権者）の令和6年度の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している。
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）



○支給額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額（年額）
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）		32,300 円
非課税世帯	第 1 子	122,100 円
	第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700 円

○提出書類 ※消えるボールペンは使用しないでください。

- ①高校生等奨学給付金受給申請書（様式 1）
 - ②令和6年度（所得）課税証明書
 - ③マイナンバーの写し（個人番号カード貼付台紙）（別紙 1-2）
- ②、③はいずれか1つを提出
※③を提出する場合、別途、身分証明書（又は委任状）が必要
- ④生活保護受給証明書（様式 2） ※生活保護を受給している場合
 - ⑤扶養誓約書（様式3）（15 歳以上 23 歳未満（中学生を除く）の扶養されている兄弟姉妹がいる場合）
 - ⑥債権者登録申請書（別添様式） ※申請者以外の口座に振り込む際は、「依頼書」も必要
 - ⑦振込口座の通帳の写し ※銀行名、支店名、フリガナ、口座番号がわかる部分

提出書類 （消せない筆記用具で記入してください）	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第 1 子	対象生徒が 第 2 子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②令和6年度（所得）課税証明書		○※1	○※1
③マイナンバー（個人番号カード貼付台紙）		○※2	○※2
④生活保護受給証明書	○※3		
⑤扶養誓約書			○
⑥債権者登録申請書	○※4	○※4	○※4
⑦振込先口座の通帳の写し	○	○	○

※1 ③を提出する場合は不要

※2 ②を提出する場合は不要。マイナンバーを郵送で提出する場合は、身分証明書貼付台紙（別紙2）も提出
マイナンバーを代理人が提出する場合は委任状（別紙5-2）も提出

※3 ④は証明書の発行日が 7 月 1 日以降であり、受給開始日の記載があること

※4 ⑥で申請者以外の口座に振り込む場合は、依頼書も必要

沖縄県高等学校等奨学のための給付金(家計急変)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和6年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月2日以降の家計急変の場合は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

- (1) 家計急変により保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当になっている。
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している。
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回以上給付されていない
(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
家計急変により非課税相当と見込まれる世帯	第1子	122,100円
	第2子以降	143,700円
	※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	

※7月2日以降に家計急変が生じた場合は、申請の月の翌月からの月割額になります。

○提出書類 ※消えるボールペンは使用しないでください。

- ① 高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書(様式1)
- ② 令和6年度(所得)課税証明書
- ③ マイナンバー(個人番号カード貼付台紙)(別紙1-2)
- ④ 扶養誓約書(様式3)(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ⑤ 債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は、「依頼書」も必要
- ⑥ 振込口座の通帳の写し ※銀行名、支店名、フリガナ、口座番号がわかる部分
- ⑦ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ⑧ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
(全項目が記載されている)所得・課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)
- ⑨ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養親族分の健康保険証の写、扶養親族の記載がある所得課税証明書等

※災害等に起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象になりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は家計急変の対象になりません。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

家計急変は、令和7年1月10日(金)まで随時提出可能です。

【提出先】 沖縄高専学生課学生係 TEL: 0980-55-4032 E-mail: ggakusei@okinawa-ct.ac.jp